

(2)新市街地の整備

大規模な宅地分譲等の開発が予定される場合については、建築協定や地区計画制度の活用等により、道路等の基盤整備と一体となった計画的な市街地形成を図ります。

2. 道路・交通網の整備方針

2-1 基本的考え方

道路は、都市としての活力を育み、地域間の交流をうながす機能を担います。このため、本市の将来都市構造をふまえ、都市間及び拠点間を結ぶ高規格道路、広域幹線道路、域内幹線道路等の整備を促進するとともに、すべての人にとっての快適さが確保され、安心して円滑に移動できる道路環境の整備に努めます。

公共交通は、自家用車の普及などを背景として年々利用者数が減少しています。一方、少子高齢の進展や世帯構造の変化に伴い、交通弱者の増加が予測されており、今後の都市づくりにとって公共交通は重要な役割を担っていくことが期待されます。このため、高齢になっても過度に自動車に依存することなく、安心して暮らせるよう、効率的に利用しやすい公共交通体系の確立を推進します。

2-2 整備方針

(1)道路網の整備

1) 高規格道路

高規格道路は、広域にわたる都市間を連携する役割を担っています。本市には、近畿圏と四国を結ぶ本州四国連絡道路、四国内の都市を結ぶ四国横断自動車道が整備されています。そのうち、現在整備中である四国横断自動車道阿南～鳴門間については、早期完成を関係機関に要請するとともに、周辺対策については、地元と協議しながら、国・県と協調して整備を進めます。

市内には、広域交通の拠点として重要な役割を担う鳴門北インターチェンジ、鳴門インターチェンジ、鳴門西パーキングエリアが設置されており、現在、四国横断自動車道阿南～鳴門間の整備に合わせ、鳴門ジャンクションが建設中です。このうち、鳴門西パーキングエリアについては、鳴門公園地区からのアクセス向上や、地域経済の活性化を推進するため、関係機関と協議しながらスマートインターチェンジの導入に向けた検討を進めます。

2) 広域幹線道路

広域幹線道路は、市街地や主要な拠点、隣接市町などを結び都市の骨格形成にとって、重要な道路であることから、主要な国道・県道を広域幹線道路として位置づけ、国・県と連携を図りながら整備を推進します。

国 道	11号、28号
県 道	鳴門池田線、北島池谷停車場線、桧藍住線、徳島鳴門線

3) 域内幹線道路

地域間交通の軸となり域内の円滑な交流を確保するため、域内の幹線道路となる県道、都

市計画道路等を域内幹線道路として位置づけ、未整備区間については、国・県と連携を図りながら整備を推進します。

なお、中心市街地整備拠点地区への観光客の流入を図るため、鳴門インターチェンジ付近から中心市街地周辺へ直接アクセスできる幹線道路の整備について調査研究します。

(※P80：都市計画審議会答申参考)

県道	徳島北灘線、大谷櫛木線、鳴門公園線、亀浦港櫛木線
都市計画道路	黒山中山線、大津橋日出線、辻岩岡崎線、斎田撫養港線、南浜撫養駅線、南浜林崎線、吉永木津神線、下本城海岸線、南浜大工野線、岡崎里浦線、撫養港粟津線、横山高島線、立岩小高塚線、立岩西開線、立岩里浦線、南浜岡崎線、小鳴門三ツ石線、桑島辻岩線、小桑島大桑島線、南浜黒崎線、鳴門駅斎田線、南浜大代線、吉永里浦線

4) 生活道路

市道などの市民の生活に密着した生活道路は、地区の骨格を形成するとともに、地区内の主要な交通の集散機能を担っています。このため、生活道路の整備にあたっては、沿道の土地利用との整合を図りつつ、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進めるとともに、行き止まりの解消や狭い道路の拡幅など安全に配慮した道路網の整備を推進します。

(2) 道路環境の整備

1) 道路環境の整備

- ①安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を進めるとともに、自転車歩行者専用道路やコミュニティ道路の整備に努めます。
- ②快適な居住空間の確保という観点から、道路整備の際は、街路樹や植樹帯の確保に努めるとともに、適正な維持管理を行います。

2) 橋梁の整備

- ①東南海・南海地震などに備え、落橋防止対策や橋脚補強などの必要な措置を講じます。
- ②老朽橋については、河川景観上の観点から、デザインに配慮しつつ、架け替えなどの整備を推進します。

3) 交通安全施設の整備

- ①歩行者の多い幹線道路や通学路を中心に、歩道の整備や交差点の改良を計画的に実施します。
- ②防犯灯や街灯については、安心して安全に道路を通行できるよう関係機関と協議を行うとともに、地域住民の理解と協力を得ながら照明設備の整備を推進します。

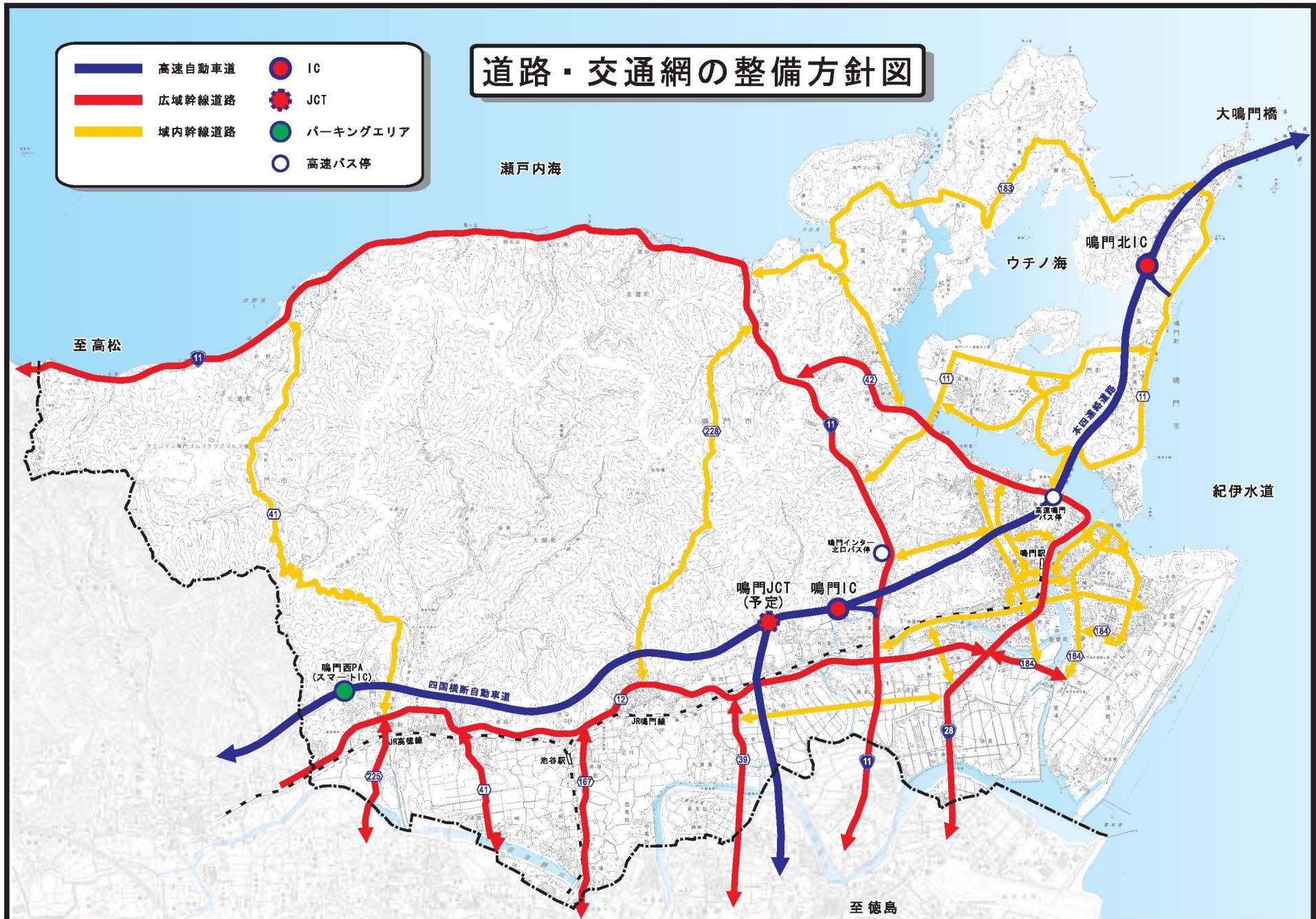
(3) 公共交通網の整備

1) 公共交通網の整備

- ①鉄道・バスなどの公共交通が都市にとって重要な基盤であるとの認識のもと、だれもが利用しやすく効率的な公共交通の確立と利用促進に努めます。
- ②バス路線については、鳴門市地域公共交通総合連携計画に基づき、これから時代に適合する新たな公共交通体系を構築します。

2) 公共交通施設の整備

- ①鳴門駅前については、公共交通の発着の拠点であり、本市のまちの顔として、また地域間交流の拠点として、すべての利用者の利便性に配慮した整備を推進します。
- ②主要な駅や路線バス停留所については、事業者と連携しながらバリアフリー化に努めるとともに、地域の活性化にもつながる施設として地域の実情に応じた整備を推進します。
- ③高速鳴門バス停留所等の高速バス停留所については、観光鳴門の顔となる施設として、適正な維持管理と利用者の利便性の向上に努めます。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平22業複、第228号）